

全国健康保険協会千葉支部 第86回評議会

(平成29年1月20日開催)

平成29年度 保険料率の論点等について

平成29年度保険料率に関する論点

1. 平均保険料率

29年度の平均保険料率についてどのように考えるか。

- 5年収支見通し（28年9月試算）において、今後の協会における医療費の伸びをどのように考えるか。
- 5年収支見通し等を踏まえ、29年度及びその後の平均保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

都道府県単位保険料率を考える上で、29年度の激変緩和措置についてどのように考えるか。

- 平成32年3月31日までとされている激変緩和措置の期限を踏まえ、29年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

※ 28年度の激変緩和率は4.4/10。当該期限までに均等に引き上げていく場合の毎年の激変緩和率は、1.4/10ずつの引上げ。

3. 保険料率の変更時期

保険料率の変更時期は、29年4月納付分からでよいか。

参考

平成28年度の協会けんぽの都道府県単位保険料率

北海道	10.15%	石川県	9.99%	岡山県	10.10%
青森県	9.97%	福井県	9.93%	広島県	10.04%
岩手県	9.93%	山梨県	10.00%	山口県	10.13%
宮城県	9.96%	長野県	9.88%	徳島県	10.18%
秋田県	10.11%	岐阜県	9.93%	香川県	10.15%
山形県	10.00%	静岡県	9.89%	愛媛県	10.03%
福島県	9.90%	愛知県	9.97%	高知県	10.10%
茨城県	9.92%	三重県	9.93%	福岡県	10.10%
栃木県	9.94%	滋賀県	9.99%	佐賀県	10.33%
群馬県	9.94%	京都府	10.00%	長崎県	10.12%
埼玉県	9.91%	大阪府	10.07%	熊本県	10.10%
千葉県	9.93%	兵庫県	10.07%	大分県	10.04%
東京都	9.96%	奈良県	9.97%	宮崎県	9.95%
神奈川県	9.97%	和歌山県	10.00%	鹿児島県	10.06%
新潟県	9.79%	鳥取県	9.96%	沖縄県	9.87%
富山県	9.83%	島根県	10.09%	※ 全国平均では10.00%	

● 協会けんぽでは、年齢構成や所得の調整を行った後の「医療費の地域差」を反映した都道府県単位保険料率を設定。

● 全国平均は10.00%であり、最高は佐賀の10.33%、最低は新潟の9.79%。

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

	27年度		28年度		29年度		備考
	決算		直近見込 (28年12月)		政府予算案を踏まえた見込 (28年12月)		
収入	保険料収入	80,461	84,162	86,784			24-28年度保険料率： 10.00% 29年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,815	11,905	11,357			
	その他	142	149	148			
	計	92,418	96,216	98,289			
支出	保険給付費	53,961	55,963	58,386			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 拠出金対前年度比 + 640 + 520 + 32 </div>
	老人保健拠出金	1	0	0			
	前期高齢者納付金	14,793	14,885	15,525			
	後期高齢者支援金	17,719	17,699	18,219			
	退職者給付拠出金	1,660	1,093	1,125			
	病床転換支援金	0	0	0			
	その他	1,832	1,980	2,614			
	計	89,965	91,621	95,870			○29年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率
	単年度収支差	2,453	4,595	2,419			29年度均衡保険料率： 9.72%
	準備金残高	13,100	17,695	20,113			

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

平成 29 年度保険料率について

平成 28 年 12 月 6 日

全国健康保険協会運営委員会

当委員会においては、本年 9 月から 4 回にわたり、協会の 5 年収支見通しや医療費の動向・関連する制度改革等を踏まえて議論を行ってきた。また、支部評議会においても同様に議論が行われており、その意見の概要については別紙のとおりである。これらを踏まえた当委員会での主な意見は以下のとおりである。

1. 平均保険料率

【これまでの検討の経過】

- 全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料率については、健康保険法第 160 条第 1 項において、支部を単位として協会が決定するものとされ、同条第 3 項において、「都道府県単位保険料率は、・・・毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう」算定する（いわゆる単年度収支均衡）ものとされている。また同条第 5 項においては、協会は 2 年ごとに 5 年間の収支見通しを作成し、公表するものとされている。
- これらの規定の趣旨は、次のとおりである（平成 27 年 11 月 25 日の当委員会における厚生労働省の説明）。
 - ・ 政管健保時代は黒字基調を前提とし、5 年間の中期財政運営が定められていたが、その後状況は大きく変わり、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字基調となった。そこで協会を設立した際に、赤字の場合に速やかに対応できるよう規定が修正されたものである。
 - ・ したがって、赤字基調の中では機動的、弾力的に対応できるように単年度収支均衡とする一方、今後 5 年間の状況も見た上で考えるという趣旨であり、これは赤字であってはならないということであって、黒字であるから保険料率を引き下げなければならないといったことまでは意味していない。

- このようなことから、黒字基調の下では、協会における保険料率の設定においては裁量の幅があり、財政の状況について短期で考えるか中長期で考えるかは選択の問題である。さらに、中長期といっても、今回の検討では、5年収支見通しにおいて、5年以内に収支が赤字となるケースもあったため、より期間を長くとり、一部の試算について10年収支見通しを作成して、それらを踏まえて議論を行った。
- 毎年度の収支の見込みに基づき、毎年度厳密な単年度収支均衡により保険料率を上げ下げするという考え方が一方にあり、もう一方では単年度に限定せず、複数年に亘るバランスを考える（複数年とは2～5～10年）という考え方があり、保険料率の水準の設定の議論は、主にこれらの考え方の違いによる。

【平成29年度保険料率に係る運営委員会における主な意見】

以下の理由を踏まえ、中長期的に安定した保険財政運営を行うためにも、平均保険料率の10%を維持すべきとの意見があった。

- ・ 依然として残る協会財政の脆弱性、賃金や加入者数の動向、さらに医療費、特に高額薬剤の動向などの不確定要素が多い。
- ・ 平均保険料率の10%が負担の限界水準である。
- ・ 保険料率を引き下げた場合、引き上げざるを得ないときの上げ幅が大きくなる。
- ・ 頻繁な保険料の上げ下げは行うべきではない。

一方、

- ・ 一度平均保険料率を引き下げたとして複数年は法定準備金を上回る水準を維持できるため、一旦平均保険料率を引き下げることを選択肢の一つである。
- ・ 法定準備金が2倍以上に積みあがっているのであれば保険料率は引き下げるべきである。

との意見があった。

なお、

- ・ 協会の財政については単年度収支均衡という考え方もあるが、協会の特性である財政基盤の脆弱性や、セーフティネットとして国庫補助が入っていることなどを検討の際、十分考慮に入れるべきである。
- ・ 保険料は加入者及び事業主が負担していることから、保険料率の決定においてはその趣旨が十分に加入者及び事業主に理解いただけるよう、丁寧かつ分かりやすい説明を行う必要がある。

- ・ 保険料率の決定に係る財政当局の反応も踏まえた対応が必要。
との意見もあった。

2. 都道府県保険料率を考える上での激変緩和措置

現行の解消期限（平成 31 年度末）を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成 29 年度の激変緩和率は 5.8/10 とすべきとの意見があった。

また、激変緩和措置の解消期限は踏まえつつも比較的緩やかに解消を図り、最終年度で残りの分を解消すべきとの意見があった。

3. 保険料率の変更時期

平成 29 年 4 月納付分からで特段の異論はなかった。

平成29年度の保険料率について ＜支部評議会における主な意見＞

意見の概要

1. 29年度の平均保険料率について(P1～)

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 | 14支部 (3) |
| ② ①と③の両方の意見のある支部 | 19支部 (27) |
| ③ 引き下げるべきという支部 | 14支部 (16) |
- ※()は去年の数

2. 29年度の激変緩和措置について(P20～)

- | | |
|------------------------------------|------|
| ① 激変緩和措置を早期に解消するべきという支部 | 2支部 |
| ①と②の両方の意見のある支部 | 6支部 |
| ② 激変緩和措置を計画的に解消するべきという支部 | 25支部 |
| ②と③の両方の意見のある支部 | 5支部 |
| ③ 激変緩和措置の解消を可能な限り緩やかに
するべきという支部 | 7支部 |

(「意見なし」「その他」が各1支部)

3. 保険料率の変更時期について(P24～)

- | | |
|-----------------|------|
| 4月納付分からの改定が望ましい | 40支部 |
| その他 | 5支部 |

(「意見なし」が2支部あり)

4. その他(P26～)

29支部

※第78回運営委員会(10/17)後に開催された47支部の評議会(10/18～11/2)の中で出された主な意見として支部から提出されたものを整理した。

平成29年度保険料率に関する 千葉支部評議会の意見（参考）

«平成28年10月28日開催の第84回千葉支部評議会より抜粋»

1. 平成29年度の平均保険料率についてどのように考えるか。



議長から評議員に対し意見を求めた結果、平成29年度の平均保険料率は、中長期的に協会けんぽの財政を安定させることを考慮し、10%を維持すべきであるという考えで全員一致した。

2. 平成29年度の激変緩和措置についてどのように考えるか。



議長から評議員に対し意見を求めた結果、平成29年度の激変緩和率を1.4/10引き上げて5.8/10とすることは、平成31年度末の期限を見据えた措置であり妥当であるという意見で全員一致した。

3. 保険料率の変更時期は、29年4月納付分からでよいか。



議長から評議員に対し意見を求めた結果、保険料率変更時期は29年4月納付分からという意見で全員一致した。

第 80 回全国健康保険協会運営委員会 (28 年 12 月 6 日)

議事録 (抄)

(理事長)

～ (略) ～

今回の議論に当たりましては、先ほどおまとめいただきました資料にもありますとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅がある中で、より中長期の財政状況も踏まえながらご議論いただけるよう、10 年間の収支見通しをお示するとともに、委員の皆様からのご提案に基づき、協会を含めた医療保険制度全体の動向や関連する制度改正についても併せてお示しすることにより、より総合的な観点から丁寧な検討をしていただけたものと考えております。

委員の皆様からのご意見につきましては、先ほどの資料にもありますとおり、平均保険料率に関して、10%維持と引き下げの両方のご意見をいただきました。協会といたしましても、それぞれのご意見に説得力があり、一方で、最終的にはそれらの意見を踏まえた上でいずれかの方針を決定しなければならないことから、非常に苦渋の決断をしなければならないと考えております。

この場をお借りして、これまでのご議論を踏まえた協会としての考え方を述べさせていただきますので、

- ・医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという、依然として残る協会財政の脆弱性
- ・賃金、加入者数、高額薬剤などの医療費の動向といった不確定要素

を勘案すれば、協会の保険料率については、昨年も申し上げましたとおり、中長期的に安定的な財政運営を見通せるとともに、加入者や事業主の皆様、ひいては国民の皆様にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考えております。

また、加入者全体で支え合う「共助」という医療保険の性質や、協会の保険財政運営の持続可能性を考えれば、可能な限り長期にわたって負担の限界である平均保険料率の 10%を超えないようにする必要があるということは申し上げるまでもありません。

このような観点に加え、本委員会でもご意見をいただきましたが、協会の保険料率の検討を行う際には、医療保険のセーフティネットとして国庫補助が行われているといった点も考慮し、そのような制度的特性への影響についても配慮する必要があると考えております。

また、協会の準備金については、平成 27 年度決算で 1 兆 3,100 億円、保険給付費等の約 1.9 カ月分が積み立てられている状況であり、当委員会におきましてもそうした状況に関して保険料率を引き下げるべきとのご意見をいただきました。

一方、政管健保時代に最も余裕のあった平成 4 年度の状況を振り返りますと、準備金は 1 兆 4,935 億円、保険給付費等の約 3.9 カ月分と現在よりも多くの積み立てがなされておりました。

しかしながら、バブル崩壊の影響等により、わずか 4 年後の平成 8 年度には準備金は半分以下の 6,260 億円まで減少し、平成 9 年度は枯渇する見通しとなりました。このため、平成 9 年度には制度改正によりこれを回避しましたが、わずか 4～5 年で今よりも余裕のあった財政が窮迫したという歴史があったことは忘れてはならないと考えており、準備金水準については慎重に見込んでいく必要があると考えております。

こうした考え方を総合しますと、協会といたしましては、来年度の保険料率については、平均保険料率 10%を維持したいと考えております。

また、激変緩和率については、現行の解消期限（平成 31 年度末）を踏まえて計画的に解消していく観点から、10 分の 5.8 とし、10 分の 1.4 の引き上げを厚生労働省に要望したいと思っております。

保険料率の変更時期については、平成 29 年 4 月納付分からとしたいと考えます。



協発第 161213-01 号

平成 28 年 12 月 13 日

厚生労働省保険局長

鈴木 康 裕 様

全国健康保険協会

理事長 小林 剛

平成 29 年度の激変緩和措置について

平成 29 年度の激変緩和措置については、本年 9 月から計 4 回にわたり、全国健康保険協会運営委員会において議論を行っていただきました。これまでの議論を踏まえ、平成 29 年度の激変緩和措置については、下記の事項について所要の検討を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

平成 29 年度の激変緩和率については、現時点における激変緩和措置の期限が平成 31 年度末とされていることを踏まえ、その期限までに均等に引き上げていくことができるよう、10分の5.8とすること。

介護保険の平成29年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除いたものを基準として保険者が定めることと健康保険法で法定されている。

29年度は、28年度末に見込まれる剰余分(202億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.65% (4月納付分から変更)とする。

※ 29年度政府予算案では、介護納付金は9,914億円と前年度比で411億円の増加の見込み。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額(協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込額}}$$

1.58%から29年4月以降に1.65%へ引き上げた場合の29年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

[年額] 2,950円 (66,586円) の負担増
[月額] 246円 (5,549円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を312,333円、賞与月額を年1,493月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は29年度(12か月分)の影響額であり、「月額」については「年額」の影響を12で除いたものである。

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

	27年度		28年度		29年度		備考
	決算		直近見込 (28年12月)		政府予算案を踏まえた見込 (28年12月)		
収入	保険料収入	7,498	7,872	8,545			28年度保険料率： 1.58% 29年度保険料率： 1.65% 納付金対前年度比 ⇒ + 411
	国庫補助等	1,471	1,557	1,174			
	その他	0	0	0			
	計	8,969	9,429	9,719			
支出	介護納付金	8,971	9,503	9,914			
	その他	0	0	0			
	計	8,971	9,504	9,914			
	単年度収支差	△ 3	△ 75	△ 195			
	準備金残高	276	202	7			

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール（現時点での見込み）

	1月	2月	3月	4月
運営委員会	<p>都道府県単位保険料率</p> <p>1/31</p> <p>支部長からの意見の申出</p>	<p>事業計画、予算の決定</p> <p>インセンティブ制度</p> <p>2/21 (予備日)</p>	<p>3/23</p>	<p>保険料率の改定</p>
支部評議会 ※は千葉支部評議会開催(予定)日	<p>都道府県単位保険料率</p> <p>インセンティブ制度</p> <p>H29支部事業計画(支部の独自事業など)</p> <p>H29予算(特別計上経費)</p> <p>1/20</p>	<p>2/14</p>	<p>関東甲信越ブロック評議会</p> <p>3/2</p> <p>3/9</p>	
その他		<p>保険料率の広報等</p>		

(備考) 国	<p>激変緩和率の提示</p>	<p>保険料率の認可等</p>	<p>事業計画、予算の認可等</p>
--------	-----------------	-----------------	--------------------